湯川村内創業（開業）支援事業補助金交付基準

（目的）

第１条　この基準は、湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和５２年規則第６号）及び湯川村商工業振興事業等補助金交付要綱（昭和５２年告示第５号、以下「交付要綱」という。）の規定に定めるもののほか、村内創業（開業）支援事業補助金の交付に関する基準を定めるものとする。

（対象事業）

第２条　補助の対象となる「事業」とは、次に掲げるものをいう。

（１）統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準である「日本標準産業分類」に掲げるもののうち、次のものとする。

　ア　製造業

　イ　情報通信業

　ウ　卸売・小売業

　エ　飲食・サービス業

（２）前号に掲げるもののほか、当村の振興に寄与する業種で村長が認めるもの。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となる者は、当村に新規で第２条に掲げる事業を創業（開業）する個人、団体、中小企業者等であって、湯川村商工会の創業（開業）に関する相談支援を受け、適切な事業計画を有していると確認を受けており、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

　（１）村税等の公共料金を滞納していないこと。

　（２）週５日以上営業ができること。

　（３）新規事業所が村内での移転でないこと。

　（４）新規事業所が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の施設でないこと。

　（５）湯川村企業立地促進助成金交付要綱（平成２１年告示第１６号）に基づく助成金の交付を受けていないこと。

　（６）事業の採算性が見込まれること。

　（７）反社会的な活動を行なわない者、またその他の社会通念に照らし補助することが適当であると判断されること。

２　既に事業所を村内に開設している者が新たに事業所を開業する場合は、申請者の配偶者及び２親等以内の親族を除く新たな正規雇用者（雇用保険に加入し、雇用期間の定めのない雇用契約を締結した者に限る。）を雇用すること。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費は、開業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、開業に要する経費（事業所が住居を兼ねる場合には、住居に供する部分の経費を除く。）のうち、前条に定める経費の100分の50に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

（交付申請書の添付書類）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付要綱第３条の規定に基づく交付申請書（別記様式第１号）及び様式第１号付表に次に掲げる関係書類を添えて、１年経過後の、原則その年度内に、村長に申請するものとする。

　（１）創業（開業）した事業所の登記事項証明書（法人）又は開業届出書（個人）の写し

　（２）許認可を必要とする業種の場合には、その許認可を証する書類の写し

　（３）創業（開業）した事業所の配置図及び位置図・平面図等の図面

　（４）創業（開業）に要する経費の内訳が記載された見積書又は領収書の写し

　（５）創業（開業）に要する機器設備の名称及び型式等が確認できる書類（カタログ等）

　（６）その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　村長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び調査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、湯川村内創業（開業）支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　村長は、補助金を交付することが適当でないと決定したときは、その旨を湯川村内創業（開業）支援事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

　　附　則（平成30年4月1日告示第36号）

　この基準は、公布の日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 経　　　　費 | 摘　　　　　　　　　　要 |
| 開業設備費等 | ・店舗、事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用（住居兼店舗・事務所の場合には、店舗・事務所の専有部分に係るものに限る。）・新事業所の開業に必要な機器設備の購入費（１０万円以上のものに限る。） |
| 広告費 | 新事業所開業の広報に関する経費 |
| 登記申請費用 | 新事業所の登記申請に係る費用（登録免許税、定款認定料、収入印紙代、各種証明書等の取得費用は除く。） |
| その他 | その他新事業所の開業に際し、特に必要と認められる経費（土地、建物の購入に関する経費を除く。） |